

宅地建物取引業者の皆さまへ

令和6年5月25日より 宅地建物取引業（大臣免許）の 申請書類等（*）の提出先が 変更になります

* 免許申請書（新規、免許換え、更新）・名簿登載事項変更届出書・廃業等届出書・法第50条第2項の届出書

これまで

主たる事務所の所在する都道府県宛に提出

*法第50条第2項の届出書は、所在地を管轄する都道府県宛に提出

NEW!!

これから

近畿地方整備局宛て「郵送」にて提出

*法第50条第2項の届出書は免許権者に加え、所在地を管轄する都道府県宛にも別途提出

必要部数

正本1部、副本1部

(受付印の受領を希望する場合は、上記に加えて申請書等の鏡1枚と普通郵便用の切手を貼付した返信用封筒を同封)

郵送先・問い合わせ先

〒540-8586

大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課

宅地建物取引業 担当係

TEL：06-6942-1141（代表）



国土交通省
近畿地方整備局

宅地建物取引業の免許申請・変更届け等について

検索

